

平成 30 年度環境物品等の調達を推進を図るための方針

平成 30 年 4 月 25 日
日本中央競馬会

日本中央競馬会（以下 JRA）は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 12 年法律第 100 号。〔以下「グリーン購入法」という。〕）第 7 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第 3 項の規定に基づき公表する。

I. 特定調達物品等の平成 30 年度における調達の目標

平成 30 年度における国が定めた基本方針（環境物品等の調達の推進に関する基本方針〔平成 30 年 2 月 9 日変更閣議決定。以下「基本方針」という。〕）に基づく特定調達物品等（紙類、文具類、機器類、画像機器、家電製品等 21 分野 275 品目については品目毎に判断の基準を満たすもの）の調達目標を以下のとおりとする。可能な限り環境への負荷低減に資するよう努めることとする。

注）「基本方針」とは、国や独立行政法人および特殊法人が環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品および公共工事、役務の調達を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項を定めたものである。

平成30年度特定調達物品

分野 (21)	品目 (275)	備考
1. 紙類 (7)	1 <情報用紙> コピー用紙	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
	2 フォーム用紙	
	3 インクジェットカラープリンター用塗工紙	
	4 <印刷用紙> 塗工されていない印刷用紙	
	5 塗工されている印刷用紙	
	6 <衛生用紙> トイレトペーパー	
	7 ティッシュペーパー	
2. 文具類 (83)	1 シャープペンシル	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
	2 シャープペンシル替芯	
	3 ボールペン	
	4 マーキングペン	
	5 鉛筆	
	6 スタンプ台	
	7 朱肉	
	8 印章セット	
	9 印箱	
	10 公印	
	11 ゴム印	
	12 回転ゴム印	
	13 定規	
	14 トレー	
	15 消しゴム	
	16 ステープラー(汎用型)	
	17 ステープラー(汎用型以外)	
	18 ステープラー針リムーバー	
	19 連射式クリップ(本体)	
	20 事務用修正具(テープ)	
	21 事務用修正具(液状)	
	22 クラフトテープ	
	23 粘着テープ(布粘着)	
	24 両面粘着紙テープ	
	25 製本テープ	
	26 ブックスタンド	
	27 ペンスタンド	
	28 クリップケース	
	29 はさみ	
	30 マグネット(玉)	
	31 マグネット(バー)	
	32 テープカッター	
	33 バンチ(手動)	
	34 モルトケース(紙めくり用スポンジケース)	
	35 紙めくりクリーム	
	36 鉛筆削(手動)	
	37 OAクリーナー(ウエットタイプ)	
	38 OAクリーナー(液タイプ)	
	39 ダストブロー	
	40 レターケース	
	41 メディアケース(BD・CD用)	
	42 マウスパッド	
	43 OAフィルター(枠あり)	
	44 丸刃式紙裁断機	
	45 カッターナイフ	
	46 カッティングマット	
	47 デスクマット	
	48 OHPフィルム	
	49 絵筆	
	50 絵の具	
	51 墨汁	
	52 のり(液状)(補充用を含む)	
	53 のり(澱粉のり)(補充用を含む)	
	54 のり(固形)	
	55 のり(テープ)	
	56 ファイル	
	57 バインダー	
	58 ファイリング用品	
	59 アルバム	

分野 (21)	品目 (274)	備考
	60 つづりひも	
	61 カードケース	
	62 事務用封筒(紙製)	
	63 窓付き封筒(紙製)	
	64 けい紙	
	65 起案用紙	
	66 ノート	
	67 バンチラベル	
	68 タックラベル	
	69 インデックス	
	70 付箋紙	
	71 付箋フィルム	
	72 黒板拭き	
	73 ホワイトボード用イレーザー	
	74 額縁	
	75 ごみ箱	
	76 リサイクルボックス	
	77 缶・ボトルつぶし機(手動)	
	78 名札(机上用)	
	79 名札(衣服取付型・首下げ型)	
	80 鍵かけ(フックを含む)	
	81 チョーク	
	82 グラウンド用白線	
	83 梱包用バンド	
3. オフィス家具等 (10)	1 いす	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
	2 机	
	3 棚	
	4 収納用什器(棚以外)	
	5 ローパーティション	
	6 コートハンガー	
	7 傘立て	
	8 掲示板	
	9 黒板	
	10 ホワイトボード	
4. 画像機器等 (10)	1 コピー機	調達(新たなリース契約も含む)を実施する場合は、調達目標は100%とする。
	2 複合機	
	3 拡張性のあるデジタルコピー機	
	4 プリンタ	
	5 プリンタ複合機	
	6 ファクシミリ	
	7 スキャナ	
	8 プロジェクタ	
	9 トナーカートリッジ	
	10 インクカートリッジ	
5. 電子計算機等 (4)	1 電子計算機	調達(新たなリース契約も含む)を実施する場合は、調達目標は100%とする。
	2 磁気ディスク装置	
	3 ディスプレイ	
	4 記録用メディア	
6. オフィス機器等 (5)	1 シュレッダー	調達(新たなリース契約も含む)を実施する場合は、調達目標は100%とする。
	2 デジタル印刷機	
	3 掛時計	
	4 電子式卓上計算機	
	5 一次電池又は小形充電式電池(災害用含む)	
7. 移動電話等 (3)	1 携帯電話	調達(新たなリース契約も含む)を実施する場合は、調達目標は100%とする。
	2 PHS	
	3 スマートフォン	
8. 家電製品 (6)	1 電気冷蔵庫	調達(新たなリース契約も含む)を実施する場合は、調達目標は100%とする。
	2 電気冷凍庫	
	3 電気冷凍冷蔵庫	
	4 テレビジョン受信機	
	5 電気便座	
	6 電子レンジ	
9. エアコンディショナー等 (3)	1 エアコンディショナー	調達(新たなリース契約も含む)を実施する場合は、調達目標は100%とする。
	2 ガスヒートポンプ式冷暖房機	
	3 ストーブ	
10. 温水器等 (4)	1 ヒートポンプ式電気給湯器	調達(新たなリース契約も含む)を実施する場合は、調達目標は100%とする。
	2 ガス温水機器	
	3 石油温水機器	
	4 ガス調理機器	

分野 (21)	品目 (274)	備考
11. 照明 (4)	1 LED照明器具	調達を実施する場合(器具の形状により、不可能な場合を除く。)は、調達目標は100%とする。
	2 LEDを光源とした内照式表示灯	
	3 蛍光灯ランプ	
	4 電球形状のランプ	
12. 自動車等 (5)	1 自動車	1については、調達(新たなリース契約も含む)を実施する場合は、調達目標は100%とする。 2.3については、調達の予定はない。 4.5については、調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
	2 ETC対応車載器	
	3 カーナビゲーションシステム	
	4 乗用車用タイヤ	
	5 2サイクルエンジン油	
13. 消火器 (1)	1 消火器	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
14. 制服・作業服 (4)	1 制服	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。 なお、ポリエステル繊維を使用した製品の調達の際は、基本方針の判断の基準を満たし、さらに再生ポリエステルができる限り多く使用されている製品を選択する。
	2 作業服	
	3 帽子	
	4 靴	
15. インテリア・寝装寝具 (11)	1 カーテン	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。 なお、ポリエステル繊維を使用した製品の調達の際は、基本方針の判断の基準を満たし、さらに再生ポリエステルができる限り多く使用されている製品を選択する。
	2 布製ブラインド	
	3 金属ブラインド	
	4 タフテッドカーペット	
	5 タイルカーペット	
	6 織じゅうたん	
	7 ニードルパンチカーペット	
	8 毛布(防災用を含む)	
	9 ふとん	
	10 ベッドフレーム	
	11 マットレス	
16. 作業手袋 (1)	1 作業手袋(防災用を含む)	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
17. その他繊維製品 (7)	1 集会用テント(防災用を含む)	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。 なお、ポリエステル繊維を使用した製品の調達の際は、基本方針の判断の基準を満たし、さらに再生ポリエステルができる限り多く使用されている製品を選択する。
	2 ブルーシート(防災用を含む)	
	3 防球ネット	
	4 旗	
	5 のぼり	
	6 幕	
	7 モップ	
18. 設備 (7)	1 太陽光発電システム	6.7については、調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。6.7以外は、調達の予定はない。
	2 太陽熱利用システム	
	3 燃料電池	
	4 エネルギー管理システム	
	5 生ゴミ処理機	
	6 節水機器	
	7 日射調整フィルム	
19. 災害備蓄用品 (10) 既存5品目以外の11品目 既存5品目(毛、テント) (作業手袋、ブルーシート及び一次電池)	1 ペットボトル飲料水	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
	2 アルファ化米	
	3 保存パン	
	4 乾パン	
	5 レトルト食品等	
	6 栄養調整食品	
	7 フリーズドライ食品	
	8 非常用携帯燃料	
	9 携帯発電機	
	10 非常用携帯電源	
20. 公共工事 (70) 〈資材〉	1 建設汚泥から発生した処理土	公共工事の中で、基本方針に位置付けられた資材、建設機械、工法及び目的物の品目を使用する場合は、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐水性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、原則として、基本方針に定める判断の基準を満足するものを使用するものとする。
	2 土工用水砕スラグ	
	3 銅スラグを用いたケーソン中詰め材	
	4 フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	
	5 地盤改良用製鋼スラグ	
	6 高炉スラグ骨材	
	7 フェロニッケルスラグ骨材	
	8 銅スラグ骨材	
	9 電気炉酸化スラグ骨材	
	10 再生加熱アスファルト混合物	
	11 鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	
	12 中温化アスファルト混合物	
	13 鉄鋼スラグ混入路盤材	
	14 再生骨材等	
	15 間伐材	
	16 高炉セメント	
	17 フライアッシュセメント	
	18 エコセメント	
	19 透水性コンクリート	
	20 鉄鋼スラグブロック	

分野 (21)	品目 (274)	備考
	21 フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	
	22 下塗用塗料(重防食)	
	23 低揮発性有機溶剤型の路面表示水性塗料	
	24 高日射反射率塗料	
	25 高日射反射率防水	
	26 再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)	
	27 再生材料を用いた舗装用ブロック類(プレキャスト無筋コンクリート製品)	
	28 バークたい肥	
	29 下水道汚泥を用いた汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)	
	30 環境配慮型道路照明	
	31 再生プラスチック製中央分離帯ブロック	
	32 陶磁器質タイル	
	33 断熱サッシ・ドア	
	34 製材	
	35 集成材	
	36 合板	
	37 単板積層材	
	38 直公集成板	
	39 フローリング	
	40 パーティクルボード	
	41 繊維板	
	42 木質系セメント板	
	43 木材・プラスチック再生複合材製品	
	44 ビニル系床材	
	45 断熱材	
	46 照明制御システム	
	47 変圧器	
	48 吸収冷温水機	
	49 氷蓄熱式空調機器	
	50 ガスエンジンヒートポンプ式空調和機	
	51 送風機	
	52 ポンプ	
	53 排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	
	54 自動水栓	
	55 自動洗浄装置及びその組み込み小便器	
	56 洋風便器	
	57 再生材料を使用した型枠	
	58 合板型枠	
<建設機械>	59 排出ガス対策型建設機械	
	60 低騒音型建設機械	
<工法>	61 低品質土有効利用工法	
	62 建設汚泥再生処理工法	
	63 コンクリート塊再生処理工法	
	64 路上表層再生工法	
	65 路上再生路盤工法	
	66 伐採材及び建設発生土を活用した法面緑化工法	
<目的物>	67 泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	
	68 排水性舗装	
	69 透水性舗装	
	70 屋上緑化	
21. 役務 (20)	1 省エネルギー診断	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。 1.3.4.15.16は、調達の予定はない。
	2 印刷	
	3 食堂	
	4 自動車専用タイヤ更生	
	5 自動車整備	
	6 庁舎管理	
	7 植栽管理	
	8 加煙試験	
	9 清掃	
	10 タイルカーペット洗浄	
	11 機密文書処理	
	12 害虫防除	
	13 輸配送	
	14 旅客輸送	
	15 蛍光灯機能提供業務	
	16 庁舎等において営業を行う小売業務	
	17 クリーニング	
	18 飲料自動販売機設置	
	19 引越輸送	
	20 会議運営	

II. 特定調達物品等以外の平成 30 年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

特定調達物品等以外の環境物品等を選択する際は、エコマーク、エコリーフ、カーボン・オフセット認証等を参考にし、環境負荷の少ない製品に努めることとする。

III. その他環境物品等の調達推進に関する事項

1. JRA にグリーン調達を推進するための推進組織を設ける。
その体制の概要は、別記のとおりとする。
2. 本調達方針は、全事業所を対象とする。
3. 調達の実績は、毎年品目毎に取りまとめ、公表する。
4. 物品等の調達に当たっては、調達量ができる限り少なくなるように努める。
5. 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
6. 調達する品目に応じて、エコマーク等の既存の情報を活用することにより、調達方針に定める判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
8. 関係団体、物品等を納入する事業者、役務の提供事業者、工事の請負事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入やバイオマス等の代替自動車燃料の利用を推進するよう働きかける。
9. 本調達方針に基づく担当（公共工事）は、施設部環境対策室とする。
ただし、調達の手続きに関することは、法務部契約室とする。

別記

日本中央競馬会 グリーン調達推進体制の概要図

推 進 本 部	
本 部 長	施設担当理事
副 本 部 長	法務部長 施設部長
グリーン調達推進委員	法務部長の指名する者 施設部長の指名する者
グリーン調達推進員	本部及び各事業所の調達担当係長・主査 以上の者
事 務 局	施設部環境対策室・法務部契約室